

12月25日(木)は固定資産税第3期の納期限です。

市税納期カレンダー

税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月2日
第2期	7月31日	9月1日	
第3期	12月25日	10月31日	
第4期	3月2日	2月2日	

～納税に困っている方は、早めにご相談を～
失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

12月は徴収強化月間です!

税の公平・公正を確保するため、税金の滞納について全県一斉に財産差押などの滞納処分を強化します。

沖縄県と宜野湾市が共同で滞納整理を行います。

納付する資力があるにもかかわらず、市税を引き続き滞納する方に対して法律に基づいた調査の上、財産(預貯金・給与・不動産・自動車等の動産等)の差押を行うことがあります。

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246～255

～日本年金機構からのお知らせ～

国民年金保険料の収納業務を民間委託しています!

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務、免除等申請の勧奨業務」について民間委託を実施しています。

委託事業者 株式会社 アイティフォー 問合せ先 ☎0120-931-552 (通話料無料)
受付時間 9:00～20:00 (水曜日、木曜日、盆、年末年始を除く)

10月から
委託事業者が
変わりました



- ※日本年金機構および委託事業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。
国民年金保険料を徴収した場合は、必ず領収証をお渡ししていますので、ご確認ください。
- ※委託事業者の担当者が保険料をお預かりする場合は、お客様が日本年金機構発行の国民年金保険料の「納付書」をお持ちの場合に限られています。
- ※すでに免除等を申請されている場合にも承認されるまでの間、行き違いにより納付や免除等の申請手続きをご案内する場合があります。

委託事業者に関する問合せ コザ年金事務所 ☎933-2267
自動音声案内となります。国民年金課 [2] を押してください。



あなたにも、マイナンバー。
はじまります。

マイナンバー

マイナンバー制度とは

平成27年10月からすべての市民(国民)のみなさまに12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます(外国籍でも住民票がある方は対象となります)。平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まります。

<マイナンバー制度 3つのメリット>

- 1 **行政の効率化** 手続きが正確で早くなる(行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります)
- 2 **市民(国民)の利便性の向上** 面倒な手続きが簡単に(申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります)
- 3 **公平・公正な社会の実現** 給付金などの不正受給の防止(行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます)

<マイナンバー制度に関するコールセンターの設置>

【日本語窓口】0570-20-0178<全国共通ナビダイヤル>
【外国語窓口】0570-20-0291<全国共通ナビダイヤル>
※平成26年度は英語のみの対応です。

【営業時間】平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは

社会保障・税番号制度

検索

(資料:内閣官房社会保障改革担当室)

問合せ:IT推進室 番号制度担当 ☎893-4411 内線378・271